

令和6年6月1日

きらら浜松デイサービスセンター 利用料金表

1. サービス利用料金について

●共通（要介護・要支援）

※通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は介護保険給付の1割です（所得に応じ2・3割の場合もあります）。

ただし、介護保険の給付を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。

※1単位当たり10.14円（7級地）になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

※下記の表に記載した各加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

●ご利用者の自己負担額

☆昼食代として720円、おやつ代として50円は別途、ご負担いただきます。

☆その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてもご負担していただくことがあります。

◎大規模型通所介護費Ⅰ 7時間以上8時間未満

7級地：1単位当たり10.14円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	月単位加算					
介護費（基本報酬）	629単位	744単位	861単位	980単位	1,097単位						
入浴介助加算（Ⅰ）	40単位										
個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位										
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位										
個別機能訓練加算Ⅱ	} 月単位加算					20単位					
A DL維持等加算Ⅰ											30単位
栄養アセスメント加算											50単位
口腔機能向上加算Ⅱ（※月2回まで）											160単位
科学的介護推進体制加算											40単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ	9.20%										

○入浴介助加算Ⅰ（40単位／日）

- ・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う。

○入浴介助加算Ⅱ（55単位／日）

- ・医師等（医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員）が利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
- ・利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
- ・入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

※ご利用者様の身体の状況や居宅の浴室や家庭等の環境に応じて入浴加算ⅠかⅡのどちらかを算定させていただきます。

○個別機能訓練加算Ⅰイ（56単位／日）

- ・通所介護事業所の機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。機能訓練指導員は、専従1名以上配置（配置時間の定めなし）。

○個別機能訓練加算Ⅰロ（76単位／日）

- ・通所介護事業所の機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。機能訓練指導員は、専従1名以上配置（サービス提供時間帯通じて配置）。

※機能訓練指導員の配置体制により、ⅠイまたはⅠロのいずれかを算定させていただきます。

○サービス提供体制強化加算Ⅱ（18単位／日）

- ・直接サービスを提供する職員の総数の内、介護福祉士の割合が50%以上。

○個別機能訓練加算Ⅱ（20単位／月）

- ・個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること。

○ADL維持等加算Ⅰ（30単位／月）

- ・利用者（評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。
- ・利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
- ・利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

○栄養アセスメント加算（50単位／月）

- ・当該事業所の従業者として、または外部（他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ・利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

○口腔機能向上加算Ⅱ（160単位／回）

- ・口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ・原則3ヶ月以内、月2回が限度。

○科学的介護推進体制加算（40単位／月）

- ・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。
- ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。

○介護職員処遇改善加算Ⅰ（加算率9.20%）

- ・介護職員の処遇改善を実施している場合に、総単位数に加算率を乗じて加算します。

○送迎減算（片道につき47単位を減算）

- ・事業所が送迎を行わない場合は、所定単位数から減算します。

◎新総合事業通所型サービス費

7級地：1単位当たり10.14円

	事業対象者・要支援1・要支援2	要支援2
	(週1回程度)	(週2回程度)
単位	月	月
介護費（基本報酬）	1,798単位	3,621単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	72単位	144単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ	9.20%	

○サービス提供体制強化加算Ⅱ（72単位もしくは144単位／月）

- ・直接サービスを提供する職員の総数の内、介護福祉士の割合が70%以上。

○介護職員処遇改善加算Ⅰ（加算率9.20%）

- ・介護職員の処遇改善を実施している場合に、加算（総単位数に加算率を乗じる）します。

2. サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、9時から16時15分（所要時間7時間以上8時間未満）の通所介護の前後に継続して延長サービス（介護保険適用外）を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◇ご不明な点は下記までお問合せ下さい。

きらら浜松デイサービスセンター
 〒430-0855
 浜松市中央区楊子町218
 電話(053)443-2733
 FAX(053)443-2740